

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

鳥取県人事委員会規則第10号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、<u>実習教諭、寄宿舎主任、寄宿舎副主任</u>、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>障害福祉課の副主幹（子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。）</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の<u>県史編さん室長</u>、総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 高等学校、特別支援学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員</p> <p>(2) <u>総務課の室長（県史編さん室の室長に限る。）及び専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 公文書館の総括専門員及び専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、部長、教務主幹、教務主任及び講師</p>

(7) 略

(8) 皆成学園の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)及び専門指導員

(9) 略

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(社会教育又は学校教育を担当する者に限る。)及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11)~(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹(調査を担当する者に限る。)及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 障害福祉課の副主幹(子ども発達支援室の副主幹で学校等関係機関との調整強化を担当するものに限る。)

(6) 略

(7) 公文書館の県史編さん室長、総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 皆成学園の副主幹(学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)及び専門指導員

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育課の指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、副主幹(地域社会教育又は家庭教育を担当する者に限る。)、指

(7) 略

(8) 皆成学園の専門指導員

(9) 略

(10) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、高等学校課の高校教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹(市町村振興を担当する者に限る。)、指導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹(人権推進又は回和教育を担当する者に限る。))及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(11)~(14) 略

(15) 埋蔵文化財センターの次長、企画研究係長、青谷上寺地遺跡調査係長、調整係長、副主幹(調査を担当する者に限る。)及び文化財主事

(16) 略

2 略

3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1)及び(2) 略

(3) 総務課の室長(県史編さん室の室長に限る。)及び専門員

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 公文書館の総括専門員及び専門員

(8) 略

(9) 皆成学園の専門指導員

(10) 略

(11) 教育総務課の指導主事、福利室の健康管理主事、小中学校課の義務教育主査、指導係長、管理係長、指導主事及び管理主事、特別支援教育室の指導主事及び管理主事、家庭・地域教育課の社会教育主査、家庭・地域教育係長、副主幹(市町村振興を担当する者に限る。)、指導主事及び社会

導主事及び社会教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（社会教育又は学校教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化財課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(12)～(18) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 文化政策課の学芸員

(2) 農林総合研究所農業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(3) 農林総合研究所園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(4) 農林総合研究所畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(5) 農林総合研究所中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(6) 農林総合研究所林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(7) 略

(8) 略

(9) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、研究主任、特別研究員及び研究員

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 東部総合事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師

(2) 日野総合事務所の医療指導監

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適

教育主事、人権教育課の指導主査、副主幹（人権推進又は同和教育を担当する者に限る。）及び指導主事、文化課の文化財主査、文化財係長及び文化財主事並びに体育保健課の指導主査、健康教育係長、体育係長及び指導主事

(12)～(18) 略

4 略

(研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

(1) 農業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(2) 園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員

(3) 畜産試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(4) 中小家畜試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(5) 林業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員

(6) 略

(7) 略

(8) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、特別研究員及び研究員

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適

用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、栄養主任、歯科衛生主任、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局福祉保健課の衛生技師

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、環境衛生係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師並びに生活安全課の課長、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、食品係長、動物・自然公園係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、栄養主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士及び衛生技師

(5) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士

(6) 食肉衛生検査所の所長、次長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(7) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、副看護師長、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、看護主任、看護師及び准看護師

(3) 略

用する。

(1) 総合事務所福祉保健局健康支援課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹、医薬係長、感染症・疾病対策係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(2) 総合事務所福祉保健局保健衛生課の課長、課長補佐、主幹、衛生係長、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士

(3) 総合事務所生活環境局の局長（人事委員会が定めるものに限る。）、副局長（人事委員会が定めるものに限る。）、環境・循環推進課の課長（人事委員会が定めるものに限る。）及び生活安全課の課長並びに総合事務所生活環境局環境・循環推進課又は生活安全課の主幹、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）及び衛生技師

(4) 総合療育センターの薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師

(5) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師

(6) 精神保健福祉センターの作業療法士

(7) 食肉衛生検査所の所長、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長及び衛生技師

(8) 略

3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。

(1) 略

(2) 総合療育センターの部長（看護部の部長に限る。）、看護師長、看護主任、看護師及び准看護師

(3) 略

(4) 鳥取療育園の看護師

(5) 中部療育園の看護師及び副主幹（人事委員会
が定めるものに限る。）

(4) 母来寮の看護師及び准看護師

(5) 岩井長者寮の看護師

(6) 鳥取療育園又は中部療育園の看護師

(7) 喜多原学園の看護師及び准看護師

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。